（証券コード：9115）
2020年６月10日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町32番地
明 治 海 運 株 式 会 社
取締役社長　　内 田 和 也

第166回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第166回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会へのご来場の要否をご判断いただきますよう、お願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使される際には、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　神戸市垂水区東舞子町18番11号
シーサイドホテル舞子ビラ神戸 本館３階　舞子の間

３．目 的 事 項

報告事項　１．第166期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第166期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役11名選任の件
第２号議案　監査役４名選任の件
第３号議案　取締役および監査役報酬額改定の件

以　上

◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合、当社ホームページに掲載させていただきます。
◎新型コロナウイルス感染症の今後の影響等により、株主総会の日時、場所を変更した場合、または株主総会の運営に関してお知らせすべき事項が生じた場合におきましても、当社ホームページに掲載させていただきます。
当社ホームページ：https://www.meiji-shipping.com/

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

〈経済環境〉

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱をめぐる混乱などのもと低迷が続き、世界経済の成長率は2.9％となりました。また、2020年年明け以降は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により急減速しました。

米国経済は、米中貿易摩擦により輸出・生産活動が低迷していたものの、米中貿易協議により貿易摩擦に一部緩和の兆しも見られました。ユーロ圏経済においては、製造業の低迷が長期化するなか、企業の投資意欲が低下し、成長ペースは鈍化しました。中国経済については、米中貿易摩擦で対米輸出が減少したものの、政策の下支えなどにより底入れの兆しも見られました。

一方、我が国経済は、海外経済の減速に伴い輸出・生産活動が低迷しました。個人消費は大型台風や消費増税の影響で下振れがあったものの、やや持ち直しの動きが見られました。

当連結会計年度の為替は、111円台で始まり、夏場にかけては米中貿易摩擦の激化や米金融政策の緩和への転換から円高が進行しました。秋以降は米連邦準備制度理事会（FRB）が利下げに転換した後も比較的堅調に推移し、新型コロナウイルス感染拡大による一時的な円高はあったものの、年度末には108円台にもどし、狭いレンジでの推移となりました。

〈外航海運業〉

大型タンカー市況は、当初ペルシャ湾における地政的リスクの影響により弱含みで推移しましたが、９月後半から10月中旬にかけて一部中国船社に対する米国の経済制裁により、一時記録的な水準まで上昇し、比較的高い水準にて落ち着きました。その後、季節的要因を背景として安定的に推移するものとみられましたが、新型コロナウイルス感染拡大に端を発する世界的な経済活動における原油需要の落ち込みから、例年より低い水準にとどまりました。石油製品船は依然として船腹供給過多の状態にあるものの徐々に荷動きが活発化し、それが市況に徐々に反映される状況にありましたが、新型コロナウイルスの影響が冬場の季節的要因を相殺する結果となり、横這いの状態が継続しました。

バルカー市況は、大型船は年初の10,000ドルを割り込む極めて低い水準から、夏場から11月にかけて一時30,000ドルを大きく上回る水準に達するなど動きが激しく、12月には再び10,000ドルを割り込む水準に急落、そのまま低位にて推移しました。一方、中小型船については、大型船ほどの市況の乱高下は見られませんでしたが、大型船同様に夏場以降一時的に盛り上がりの兆しが見えたものの、冬場にかけて下落傾向となり低調に推移しました。

自動車船市況は、上期に米中貿易摩擦などの影響を背景に、中国向けの荷動きが減少したこと、また欧州域内の荷動きも減少したため、総じて低い水準で推移しました。

コンテナ船市況は、12月まで北米航路の荷動きが低調であった一方、欧州航路の需給が改善するなど地域差がありましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により歴史的に高水準の船腹係船数となるなど、低迷に拍車がかかった状態となりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の外航海運業部門は、前連結会計年度に竣工・取得した船舶の稼働増に加えて、当期はタンカー２隻が新規稼働したことなどから、売上高は31,451百万円（前年同期比5.1％増）となり、外航海運業利益は入渠費用の減少もあり3,872百万円（前年同期比15.9％増）となりました。また、当社の連結子会社が所有する船舶２隻の船舶売却益1,046百万円を特別利益に、船舶２隻の減損損失1,449百万円を特別損失に計上しています。

〈ホテル関連事業〉

ホテル関連事業部門では、宿泊部門については堅調に推移しましたが、宴会部門での苦戦がやや響き、ホテル関連事業部門の売上高は11,918百万円（前年同期比1.9％減）となり、ホテル関連事業利益は1,266百万円（前年同期比3.8％減）となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、海外客のみならず国内客の旅行自粛の動きが拡がり集客が大幅に減少しています。

〈不動産賃貸業〉

不動産賃貸業部門では、売上高は511百万円（前年同期比3.1％減）となり、前連結会計年度では所有ビルの大規模修繕費用を計上していたことにより不動産賃貸業利益は305百万円（前年同期比13.1％増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度において売上高は43,881百万円（前年同期比3.0％増）、営業利益は5,444百万円（前年同期比10.5％増）、経常利益は4,700百万円（前年同期比7.4％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,719百万円（前年同期比16.1％減）になりました。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、当社の連結子会社及び持分法適用関連会社の大半の決算期が12月であるため、当連結会計年度の経営成績への直接の影響はありませんでした。

事業セグメント別売上高

区　　分	2018年度 (2019年３月期) 第165期	2019年度 (2020年３月期) 第166期	前期比 増減率 (△は減)
外航海運業	29,932百万円	31,451百万円	5.1％
ホテル関連事業	12,144百万円	11,918百万円	△1.9％
不動産賃貸業	527百万円	511百万円	△3.1％
合　　計	42,604百万円	43,881百万円	3.0％

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は20,932百万円となりその内訳は以下のとおりです。

外航海運業セグメントにおいて、当社グループの船隊の充実と近代化を目的として、タンカー２隻および新造船建造費等の投資を行い、当該投資額は19,961百万円です。また、タンカー、バルカー各１隻を売却しました。

ホテル関連事業セグメントにおいて、ホテル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は944百万円です。

不動産賃貸業セグメントにおいて、ビル施設等の設備拡充、取替更新等のための設備投資を行い、当該実施した投資額は26百万円です。

(3) 対処すべき課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルスの全世界での感染拡大により事態は一変し、今後の見通しは不透明なものとなっています。

米国経済は、事態の急変を受けて米連邦準備理事会（FRB）が緊急利下げを実施しましたが、急激な経済の収縮は避けられない状況となっています。ユーロ圏経済は、欧州中銀（ECB）が政策金利は据え置く一方、量的緩和政策を強化しましたが、経済活動への影響は免れない状況となっています。中国経済は、中国政府が経済活動再開に向けて支援策を強めていますが、中国以外での感染拡大に伴う世界経済の減速が、内外需の下押しとなり回復の勢いを制約しています。

我が国経済においても、新型コロナウイルス感染拡大による東京オリンピック・パラリンピックの延期をはじめとし、景気後退入りは免れない見通しとなっています。

このような経済状況のなか、当社グループの経営方針は従前と変わりなく、安全、安心、安定を根本に経営基盤の一層の充実を図っていきます。

当社グループの事業の根幹である外航海運業部門については、新型コロナウイルスの感染拡大による原油需要減・自動車メーカーの生産休止などによる物流の落ち込みなどの影響が懸念されますが、変化する状況に的確に対応すべく船隊の整備・充実を進め、同時に安全運航体制の確保により、中長期の傭船契約を主体に、経営基盤の維持・向上に努力を重ねていきます。

ホテル関連事業部門では、新型コロナウイルス感染の収束の見通しが立たない中で引き続き大変厳しい状況が続く見通しですが、費用の適正化を図るなど、影響を最小限に留めながら収束後の回復を図るよう努めていきます。また更なる生産性の向上を図るべく、システム等の導入により業務効率化を進めていきます。

不動産賃貸業部門では、保有不動産の品質の維持・向上を図りつつ、今後とも安定的な収益確保を目指していきます。

管理面においては、変化する環境に的確に対応できるよう、優秀な人材の確保、育成を強化し、加えて、当社グループ内の種々リスクの管理体制を一層整備・強化していきます。

また、当社グループでは、内部統制およびコンプライアンス遵守についても重要課題として認識しており、その体制の維持・向上に引き続き取り組んでいきます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	2016年度 (2017年３月期) 第163期	2017年度 (2018年３月期) 第164期	2018年度 (2019年３月期) 第165期	2019年度 (2020年３月期) 第166期
売上高	37,404百万円	41,768百万円	42,604百万円	43,881百万円
経常利益	4,551百万円	4,491百万円	4,378百万円	4,700百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,159百万円	1,810百万円	2,049百万円	1,719百万円
１株当たり当期純利益	35.35円	55.29円	62.61円	52.53円
総資産	141,413百万円	153,511百万円	166,629百万円	175,787百万円
純資産	32,985百万円	36,203百万円	39,089百万円	41,304百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	2016年度 (2017年３月期) 第163期	2017年度 (2018年３月期) 第164期	2018年度 (2019年３月期) 第165期	2019年度 (2020年３月期) 第166期
売上高	8,132百万円	10,136百万円	10,969百万円	11,269百万円
経常利益	775百万円	639百万円	1,014百万円	855百万円
当期純利益	522百万円	437百万円	689百万円	579百万円
１株当たり当期純利益	14.51円	12.17円	19.15円	16.11円
総資産	23,188百万円	22,763百万円	22,285百万円	21,831百万円
純資産	5,781百万円	6,087百万円	6,515百万円	6,627百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	US$ 20,000	100%	外航海運業
東明汽船株式会社	90百万円	18.3%	外航海運業
エム・エム・エス株式会社	40百万円	25.0%	外航海運業
ぎのわん観光開発株式会社	1,500百万円	33.8%	ホテル関連事業
株式会社ラグナガーデンホテル	50百万円	20.0%	ホテル関連事業
株式会社ホテルアンヌプリ	50百万円	45.0%	ホテル関連事業
サフィールリゾート株式会社	50百万円	100%	ホテル関連事業
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	2百万円	100%	ホテル関連事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

① 外航海運業

② ホテル関連事業

③ 不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本　　社：兵庫県神戸市中央区明石町32番地

東京本部：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

② 子会社

東明汽船株式会社

本　　社：東京都目黒区上目黒一丁目18番11号

エム・エム・エス株式会社

本　　社：東京都目黒区上目黒一丁目18番12号

MK CENTENNIAL MARITIME B.V.

本　　社：Oudezijds Voorburgwal 314, 1012 GL Amsterdam, the Netherlands

株式会社ラグナガーデンホテル
　本　　社：沖縄県宜野湾市真志喜四丁目１番１号
株式会社ホテルアンヌプリ
　本　　社：北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480番地１
株式会社稚内観光開発
　本　　社：北海道稚内市開運一丁目２番２号
サフィールリゾート株式会社
　本　　社：兵庫県神戸市垂水区東舞子町18番11号
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル
　本　　社：北海道虻田郡洞爺湖町清水

(8) 営業設備

① 船　　舶

区　　分	隻　　数	総 屯 数	重量屯数	備　　考
保　有　船	38	2,724,617	4,158,737	タンカー、コンテナ船 バルカー、自動車専用船他
傭　　船	4	294,108	309,998	タンカー、コンテナ船 自動車専用船
計	42	3,018,725	4,468,735	

（注）保有船にはリース資産を含んでいます。

② ホテルおよびゴルフ場

名　　称	所　　在　　地	備　　考
ラグナガーデンホテル	沖縄県宜野湾市 真志喜四丁目１番１号	客室総数303室 地上13階建、地下１階建
ニセコノーザンリゾート・アンヌプリ	北海道虻田郡ニセコ町 字ニセコ480番地１	客室総数152室 地上３階建
サフィールホテル稚内	北海道稚内市 開運一丁目２番２号	客室総数143室 地上12階建
シーサイドホテル舞子ビラ神戸	兵庫県神戸市垂水区 東舞子町18番11号	客室総数247室 本館　　地上14階建 緑風館　地上８階建、地下１階建
ザ・ウィンザーホテル洞爺リゾート＆スパ	北海道虻田郡洞爺湖町清水	客室総数386室 地上11階建、地下1階建
早来カントリー倶楽部	北海道勇払郡安平町 早来新栄６７１－１	ゴルフコース（全36ホール）

③ ビ　ル

名　称	所　在　地	備　考
明　海　ビ　ル	兵庫県神戸市中央区 明石町32番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上10階、地下１階建 延面積14,241㎡
明海京橋ビル	東京都中央区 京橋二丁目18番２号	鉄筋コンクリート造 地上８階、地下１階建 延面積1,894㎡
明海三宮ビル	兵庫県神戸市中央区 京町76番地１号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上８階、地下１階建 延面積3,077㎡

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比 増減
561名[418名]	27名減　[28名増]

(注) 従業員数は就業人員で、臨時従業員数は[　]に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

区　分	従業員数	前期末比 増　減	平均年齢	平均勤続年数
陸　員	60名	1名増	40.3歳	7.7年
海　員	13名	2名増	32.6歳	9.4年
合計または平均	73名	3名増	38.9歳	8.0年

(注)　従業員数には、他社出向社員を含んでいます。

(10) 主要な借入先

借　入　先	借　入　残　高
株式会社三井住友銀行	18,649百万円
株式会社三菱UFJ銀行	16,121百万円
株式会社日本政策投資銀行	13,167百万円
株式会社みずほ銀行	11,576百万円
株式会社福岡銀行	8,515百万円

2．当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　144,000,000株
(2) 発行済株式の総数　36,000,000株
(3) 株主数　3,851名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治土地建物株式会社	5,347千株	14.8%
三井住友海上火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
東京海上日動火災保険株式会社	2,500千株	6.9%
明海興産株式会社	2,400千株	6.6%
株式会社三井住友銀行	1,794千株	4.9%
タクティ株式会社	1,700千株	4.7%
中央総合サービス株式会社	1,128千株	3.1%
パックトレーディング株式会社	1,128千株	3.1%
山崎金属産業株式会社	1,050千株	2.9%
株式会社シーアールケイ	910千株	2.5%

（注）1．千株未満は切り捨てて表示しています。
2．持株比率は自己株式（11,793株）を控除して計算しています。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社　長 C E O	内田　和也	ぎのわん観光開発㈱代表取締役社長 ㈱ラグナガーデンホテル代表取締役社長 ㈱稚内観光開発代表取締役社長 サフィールリゾート㈱代表取締役社長
代表取締役 専務取締役 C O O	丑嶋　淳	関連事業管掌、社長補佐 明海興産㈱代表取締役社長
代表取締役 専務取締役 C O O	内田　貴也	海運、船舶管理管掌、経営企画担当 ㈱ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル代表取締役社長
常務取締役	土谷　信雄	海運担当 東明汽船㈱代表取締役社長
取締役 常務執行役員	水野　敏郎	経理担当
取締役 常務執行役員	笹原　弘崇	総務担当
取締役 常務執行役員	藤川　仁	海上安全技術管掌、船舶管理担当 エム・エム・エス㈱代表取締役社長
取締役 執行役員	丹生　雅之	関連事業担当 サフィールホテルズ㈱代表取締役社長
取締役 執行役員	本山喜久彦	海運担当補佐
取締役	大野　勝久	
取締役	長谷　吉博	
常勤監査役	藤井　照雄	
監査役	松浦　明人	昭和飛行機工業㈱社外監査役
監査役	遠藤　克博	遠藤克博税理士事務所代表 千代田インテグレ㈱社外監査役
監査役	杉山　健一	東京大学総長室顧問

（注）1. 監査役　藤井照雄氏は、当社グループ経理部門において長年にわたり経理実務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
2. 大野勝久氏および長谷吉博氏は、社外取締役です。
3. 松浦明人氏、遠藤克博氏および杉山健一氏は、社外監査役です。
4. 大野勝久氏、長谷吉博氏、松浦明人氏、遠藤克博氏および杉山健一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員です。
5. 社外監査役松浦明人氏は、昭和飛行機工業㈱社外監査役を兼務していますが、当社は同社との間に重要な取引関係はありません。
6. 社外監査役遠藤克博氏は、遠藤克博税理士事務所代表および千代田インテグレ㈱社外監査役を兼務していますが、当社は各会社等との間に重要な取引関係はありません。
7. 社外監査役杉山健一氏は、東京大学総長室顧問を兼務していますが、当社は同大学との間に重要な取引関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全社外取締役は、定款第31条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

当社と全社外監査役は、定款第40条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	11名	219,610千円	（うち社外取締役	2名	8,200千円）
監査役	4名	18,320千円	（うち社外監査役	3名	10,740千円）

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大野　勝久	当事業年度の取締役会全11回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外取締役	長谷　吉博	当事業年度の取締役会全11回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	松浦　明人	当事業年度の取締役会は、全11回のうち10回、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	遠藤　克博	当事業年度の取締役会は、全11回のうち10回、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。
社外監査役	杉山　健一	当事業年度の取締役会は、全11回全てに、当事業年度の監査役会は、全10回全てに出席したほか、経営会議にも出席し、必要に応じ、豊富な経験・知見に基づく助言・提言を行っています。

4．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　神明監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等

17,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19,500千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討して同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。

3. 当社の一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（所在国における監査法人）の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第43条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

５．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

内部統制に係る体制および方針

適切な内部統制システムを構築することは取締役会の重要な責務であり、当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を次のとおり決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用する。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は職務執行および意思決定に係る重要な情報を文書で作成し、文書管理規程等の定めに従い、適切に保存および管理する。

・監査役会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供する。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制

・当社グループの組織横断的リスク状況の監視は、グループ経営トップが出席する経営会議委員会がこれを行う。個々の損失危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役、担当執行役員がそれぞれの損失の危険に対する潜在性を経営会議委員会に提議する。

・損失の危険が顕在化した場合には、担当取締役、担当執行役員は、速やかに経営会議委員会へ報告する。担当取締役は、現実化した損失の危険に迅速に対応のうえ、その極小化に努め、経営会議委員会は、専門組織の設置を検討する。

・新たに生じたリスクへの対応のため、代表取締役社長は必要に応じて全社へ示達すると同時に、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

③ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催可能とする。

・業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することにより、業務執行の迅速化と会社の健全な運営および効率化を図る。

・取締役の職務の重点を意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実につなげ、かつＩＴの適切な利用を通じて、職務の効率性を確保する。また、取締役会は子会社における業務執行状況および決算状況に関する報告を定期的に受ける。

④ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社グループの役職員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「企業行動ルール」を定める。また法令等遵守の徹底を図るため当社グループの「コンプライアンス委員会」を設置する。
・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制確保のための教育および指導を行うとともに、「相談・通報制度」の窓口となる。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じ弁護士および警察等と相談する。
・内部監査を担当する部門として「内部監査室」を組織する。

⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・経営会議委員会での討議事項に、企業集団における事案を含めることで、企業集団として内包されるリスクを検討している。
・コンプライアンス委員会は、企業集団の共通組織として機能し、法令等遵守の徹底を一元的に図る。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
・必要に応じて、総務担当部門のスタッフが、監査役業務を補助する。

⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
・総務担当部門のスタッフが監査を補助する場合は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けて、これを実行する。

⑧ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会へ報告する。
・監査役は、経営会議委員会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会に参加し、意見を述べることが出来る。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
・監査役は、当社の会計監査人である神明監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

⑩ 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役を補助すべき従業員は当社の従業員規則に従い、当該従業員の監査業務に関する指揮命令は監査役に属するものとし、異動等人事事項については監査役と協議する。

⑪ 子会社の取締役、使用人が監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社の監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役または従業員に重要業務についてその状況を聴取できる。また子会社に著しい損害を及ぼす重要事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

⑫ 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないための体制

・「コンプライアンス運営規程」にて通報・相談受付窓口で受け付けた情報の秘密は厳守することとしており、通報・相談者に対して不利益となる取扱いを禁止する。

⑬ 当社監査役の職務執行について生じる費用処理に関する事項

・当社は監査役がその職務遂行にかかわる費用請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払い処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

・当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、本年度取締役会は11回開催され、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催しました。その他、経営会議委員会も12回開催し、取締役の職務の重要な意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実に繋げてまいりました。

② 内部監査の実施について

・内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門および子会社の監査を実施しました。内部監査室により実施した当社および子会社の内部監査結果につき、四半期毎に当社代表取締役社長に報告しています。

③ コンプライアンス委員会の実施および活動状況について・当社グループのコンプライアンス委員会は、本年度委員会を４回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス体制の見直しをしています。また、当社グループ内でのコンプライアンス体制確保のため、全役員および全従業員に対して年１回、国内各社にてコンプライアンス研修会を開催しています。

④ 監査役の職務の執行について

・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を適宜実施し、情報交換等の連携を図っています。また、本年度監査役会を10回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握しています。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 基本的な考え方

・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、反社会的勢力および団体に対して毅然とした態度を貫き、断固、一切の関係を排除することに努めることを基本方針とする。

② 整備状況

・反社会的勢力への対応については、当社のコンプライアンスの重要項目の１つとして位置づけ、当社グループ役職員に周知徹底するとともに、反社会的勢力からの圧力があった場合、必要に応じて、警察への通報や弁護士への連絡を実施する等、外部の専門機関と連携の上、対応する。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤を強化することにより安定的な配当水準を維持することを基本方針とし、業績、経営環境および今後の事業展開を総合的に勘案するとともに株主の皆様への利益還元を図る。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本とし、また、会社法第459条第１項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議による旨を定款第45条で定めている。

この当社定款に基づき、2020年５月15日開催の当社取締役会において、第166期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の期末配当金の支払いにつき、次のとおり決議する予定です。

１.期末配当金　　１株につき金５円

２.効力発生日並びに支払開始日　2020年６月29日（月曜日）

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**24,224,842**	**流動負債**	**34,265,395**
現金及び預金	19,592,201	海運業未払金	1,725,759
売掛金	885,690	1年内償還予定の社債	948,000
商品及び製品	26,298	短期借入金	25,258,347
原材料及び貯蔵品	664,346	リース債務	176,185
その他	3,056,305	未払金	852,150
		未払法人税等	359,730
		賞与引当金	55,443
		その他	4,889,780
固定資産	**151,562,980**	**固定負債**	**100,218,387**
有形固定資産	**134,584,654**	社債	1,658,000
船舶	99,449,928	長期借入金	90,574,425
建物及び構築物	11,934,661	リース債務	2,138,430
土地	8,677,822	繰延税金負債	315,437
建設仮勘定	13,915,713	再評価に係る繰延税金負債	1,043,086
その他	606,527	役員退職慰労引当金	235,494
		特別修繕引当金	2,307,664
		退職給付に係る負債	352,105
		持分法適用に伴う負債	828,159
		その他	765,585
無形固定資産	**86,936**	**負債合計**	**134,483,782**
その他	86,936		
		純資産の部	
		株主資本	**15,305,305**
		資本金	1,800,000
投資その他の資産	**16,891,390**	資本剰余金	21,128
投資有価証券	13,489,175	利益剰余金	14,159,697
長期貸付金	1,133,673	自己株式	△675,520
繰延税金資産	1,238,838	**その他の包括利益累計額**	**2,350,452**
その他	1,029,701	その他有価証券評価差額金	224,038
		繰延ヘッジ損益	△613,649
		土地再評価差額金	1,906,276
		為替換算調整勘定	833,786
		非支配株主持分	**23,648,282**
		純資産合計	41,304,040
資産合計	**175,787,823**	**負債・純資産合計**	**175,787,823**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		43,881,284
売上原価		34,214,206
売上総利益		9,667,077
販売費及び一般管理費		4,222,225
営業利益		5,444,852
営業外収益		
受取利息	96,095	
受取配当金	112,363	
為替差益	49,178	
持分法による投資利益	789,915	
その他	535,411	1,582,965
営業外費用		
支払利息	2,140,746	
その他	186,326	2,327,073
経常利益		4,700,744
特別利益		
船舶売却益	1,046,173	1,046,173
特別損失		
減損損失	1,449,012	
その他	92,424	1,541,436
税金等調整前当期純利益		4,205,481
法人税、住民税及び事業税		661,975
法人税等調整額		22,210
当期純利益		3,521,296
非支配株主に帰属する当期純利益		1,801,490
親会社株主に帰属する当期純利益		1,719,805

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日期首残高	1,800,000	21,128	12,606,156	△675,520	13,751,764
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△179,941		△179,941
持分法の適用範囲の変動			13,676		13,676
親会社株主に帰属する当期純利益			1,719,805		1,719,805
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,553,541	－	1,553,541
2020年３月31日期末残高	1,800,000	21,128	14,159,697	△675,520	15,305,305

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日期首残高	513,140	△329,896	1,906,276	1,013,991	3,103,510	22,233,821	39,089,096
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△179,941
持分法の適用範囲の変動							13,676
親会社株主に帰属する当期純利益							1,719,805
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△289,101	△283,752	－	△180,204	△753,058	1,414,460	661,402
連結会計年度中の変動額合計	△289,101	△283,752	－	△180,204	△753,058	1,414,460	2,214,943
2020年３月31日期末残高	224,038	△613,649	1,906,276	833,786	2,350,452	23,648,282	41,304,040

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1． 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数・・・・・・・・19社
主要な連結子会社の名称・・・・・・・東明汽船株式会社他
当連結会計年度より、新たに設立したSOLEIL TRANSPORT S.A.を連結の範囲に含めています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等
特記すべき主要な非連結子会社はありません。なお、非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、連結の範囲から除外しています。

2． 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数・・・・15社
持分法を適用した主要な関連会社の名称・・・明治土地建物株式会社他
当連結会計年度において、NT MARITIMA S.A.は清算手続きが完了したため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社の名称等
特記すべき主要な非連結子会社および関連会社はありません。なお、持分法を適用していない非連結子会社および関連会社については、当期純損益および利益剰余金等のうち持分相当額は何れも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので、持分法の適用から除外しています。

3． 連結子会社の事業年度等に関する事項
東明汽船株式会社他18社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4． 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの・・・・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)
時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ・・・・・・・時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっています。
商品・・・・・・・・・・・最終仕入原価法
貯蔵品・・・・・・・・・・潤滑油は先入先出法
その他の貯蔵品は移動平均法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶・・・・・・・・・・・・・主として定額法

建物及び構築物・・・・・・・・主として定額法

その他・・・・・・・・・・・・主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しています。

リース資産（所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。
なお、2014年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員の在任期間に対する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

特別修繕引当金・・・・・・・・船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見積額に基づいて計上しています。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 ・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・・ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金利息、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針 ・・・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利および為替変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

④ ヘッジ有効性の評価 ・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法・・・従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当連結会計年度末要支給額を計上しています。

②消費税等の会計処理・・・・・税抜方式を採用しています。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

船舶	97,470,886千円
建物	11,081,559千円
土地	8,029,372千円
合計	116,581,818千円

上記物件について、借入金89,239,378千円（長期借入金72,502,235千円、短期借入金16,737,142千円)およびその他負債820,605千円（その他流動負債820,605千円）ならびに銀行保証330,000千円の担保に供しています。

2.有形固定資産の減価償却累計額　112,588,393千円

3.保証債務残高

TRINITY BULK, S.A.	2,641,823千円
M&M SHIPHOLDING S.A.	1,260,638千円
KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	5,885,174千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	4,698,348千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	8,321,946千円
MK REAL ESTATE,INC.	991,016千円
M&M SHIPHOLDING PTE.LTD.	4,809,604千円
合計	28,608,553千円

上記の内、外貨建金額は206,940千米ドルです。
外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。
上記は、各社の船舶建造資金（すべて本船担保付）の借入金等に対する借入先等への保証です。

4.土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号)」第３条第１項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月・・・・・・・・・1999年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日政令第119号)第２条第４号に定める国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月・・・・・・・・・2002年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日政令第119号)第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　36,000,000株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	179,941	5.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年5月15日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次の通り付議する予定にしています。

①配当金の総額　　179,941千円

②1株当たり配当額　　5円

③基準日　　2020年3月31日

④効力発生日　　2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)および主として船舶の設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額の算定方法　（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,592,201	19,592,201	－
(2) 短期貸付金	438,160	438,160	－
(3) 売掛金	885,690	885,690	－
(4) 投資有価証券	1,456,093	1,456,093	－
(5) 長期貸付金	1,184,544	1,208,708	△24,163
資産計	23,556,690	23,580,853	△24,163
(1) 短期借入金	6,567,745	6,567,745	－
(2) その他流動負債	579,100	579,100	－
(3) 社債	2,606,000	2,605,765	234
(4) 長期借入金	109,265,026	109,349,800	△84,773
(5) リース債務	2,314,615	2,316,891	△2,275
(6) その他固定負債	888,319	888,395	△76
負債計	122,220,808	122,307,698	△86,890
デリバティブ取引 (*)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	39,122	39,122	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	(516,666)	(516,666)	－
デリバティブ取引計	(477,543)	(477,543)	－

(*) 合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 短期貸付金ならびに(3) 売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっています。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、直近の契約利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっています。なお、１年以内回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて時価を算定しています。

負債

(1)短期借入金および (2)その他流動負債

これらの時価については短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3)社債

社債の時価については、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっています。なお、１年内償還予定の社債は、社債に含めて時価を表示しています。

(4)長期借入金、(5)リース債務 および(6)その他固定負債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。なお、１年以内返済予定の長期借入金、リース債務およびその他固定負債は、長期借入金、リース債務およびその他固定負債にそれぞれ含めて時価を表示しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額12,033,082千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4)投資有価証券には含めていません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１.賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都および兵庫県等において、主に賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しています。

２.賃貸等不動産の時価に関する事項　　（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
6,405,957	9,419,181

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

（１株当たり情報に関する注記）

１.１株当たり純資産額　　539円33銭

２.１株当たり当期純利益　　52円53銭

（重要な後発事象に関する注記）

連結子会社（12月決算会社）１社において、同社の期末日後に所有船舶１隻の売却を決定し、これにより、翌連結会計年度に特別利益約４億円を計上、親会社株主に帰属する当期純利益約２億円の影響が見込まれます。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**5,088,591**	**流動負債**	**7,059,645**
現金及び預金	1,909,192	短期借入金	5,486,136
短期貸付金	2,601,029	1年内償還予定の社債	708,000
前払費用	469,513	未払金	135,749
未収入金	100,708	未払法人税等	125,951
その他	8,147	未払費用	15,927
		前受金	524,242
		賞与引当金	21,875
		その他	41,762
固定資産	**16,742,503**	**固定負債**	**8,143,497**
有形固定資産	**8,542,228**	社債	1,443,000
建物	5,145,842	長期借入金	5,479,742
車両運搬具	5,927	再評価に係る繰延税金負債	715,795
工具、器具及び備品	162,454	退職給付引当金	192,194
土地	2,850,656	役員退職慰労引当金	216,708
建設仮勘定	377,348	長期預り敷金	493
		その他	95,563
無形固定資産	**53,723**	**負債合計**	**15,203,142**
借地権	5,250		
その他	48,473	**純資産の部**	
		株主資本	**4,809,135**
		資本金	**1,800,000**
		利益剰余金	**3,012,984**
投資その他の資産	**8,146,551**	利益準備金	450,000
投資有価証券	1,367,460	その他利益剰余金	2,562,984
関係会社株式	988,659	圧縮記帳積立金	134,608
関係会社長期貸付金	4,828,336	別途積立金	30,000
繰延税金資産	157,301	繰越利益剰余金	2,398,375
その他	804,793	**自己株式**	**△3,848**
		評価・換算差額等	**1,818,817**
		その他有価証券評価差額金	**219,670**
		繰延ヘッジ損益	**△25,789**
		土地再評価差額金	**1,624,935**
		純資産合計	**6,627,953**
資産合計	**21,831,095**	**負債・純資産合計**	**21,831,095**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額		
海運業収益			
貸船料	9,680,736		
その他海運業収益	102,767	9,783,503	
不動産賃貸業収益		1,485,665	11,269,169
海運業費用			
船費	62,733		
借船料	8,842,167		
その他海運業費用	6,000	8,910,901	
不動産賃貸業費用		845,227	
（うち減価償却費）		(350,285)	
一般管理費		895,417	
（うち減価償却費）		(24,319)	10,651,547
営業利益			617,622
営業外収益			
受取利息		226,066	
受取配当金		66,219	
受取保証料		163,035	
その他		81,577	536,899
営業外費用			
支払利息		154,071	
社債利息		9,392	
為替差損		81,935	
その他		53,555	298,955
経常利益			855,566
税引前当期純利益			855,566
法人税、住民税及び事業税			273,467
法人税等調整額			2,205
当期純利益			579,893

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				
		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
			圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年４月１日期首残高	1,800,000	450,000	138,644	30,000	1,994,387	2,613,032
事業年度中の変動額						
圧縮記帳積立金の取崩			△4,035		4,035	－
剰余金の配当					△179,941	△179,941
当期純利益					579,893	579,893
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	△4,035	－	403,987	399,952
2020年３月31日期末残高	1,800,000	450,000	134,608	30,000	2,398,375	3,012,984

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日期首残高	△3,848	4,409,183	511,541	△30,249	1,624,935	2,106,228	6,515,412
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		－					－
剰余金の配当		△179,941					△179,941
当期純利益		579,893					579,893
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△291,870	4,459		△287,411	△287,411
事業年度中の変動額合計	－	399,952	△291,870	4,459	－	△287,411	112,540
2020年３月31日期末残高	△3,848	4,809,135	219,670	△25,789	1,624,935	1,818,817	6,627,953

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に関する注記）

１.資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・時価法

２.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）・明海ビルおよび1998年９月以降取得した建物ならびに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他は定率法を採用しています。

無形固定資産（リース資産を除く）・自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しています。

３.繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

４.引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・・・・従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しています。

退職給付引当金・・・・・・・・・従業員の退職金の支払いに備えるため、退職給付会計基準の簡便法により、当期末決算日時点の要支給額を計上しています。

役員退職慰労引当金・・・・・・・役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく、当期末要支給額を計上しています。
なお、2014年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの役員の在任期間に対する退職慰労金を支給することとしています。これにより同日以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っていません。

５.ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法・・・・・・・・原則として、繰延ヘッジ処理によっています。
なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象・・・・・ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針・・・・・・・・・・・デリバティブ取引に関する権限規程および取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定範囲内でヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性の評価・・・・・・・主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しています。
ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ等については、ヘッジ有効性判定を省略しています。

6.その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・・・・・税抜方式を採用しています。

（貸借対照表に関する注記）

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	5,095,493千円
土地	2,815,838千円
合計	7,911,331千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	359,424千円
長期借入金	4,826,342千円
合計	5,185,766千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　4,158,886千円

３．保証債務残高

MELODIA MARITIME PTE LTD.	5,195,645千円
ぎのわん観光開発株式会社	4,281,040千円
東明汽船株式会社	7,360,101千円
TRINITY BULK, S.A.	2,641,823千円
MK CENTENNIAL MARITIME PTE.LTD.	10,776,649千円
BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	800,835千円
M&M SHIPHOLDING S.A.	1,260,638千円
ESTEEM MARITIME S.A.	19,218,478千円
KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	5,885,174千円
COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	8,321,946千円
MK CENTENNIAL MARITIME B.V.	40,428,526千円
PRIMATE SHIPPING S.A.	2,372,807千円
M&I HARMONY S.A.	1,064,646千円
MIKOM TRANSPORT PTE LTD	4,698,348千円
MK REAL ESTATE,INC.	991,016千円
エム・エム・エス株式会社	1,215,862千円
T.&M. MARITIME S.A.	8,301,000千円
M&M SHIPHOLDING PTE.LTD.	4,809,604千円
SOLEIL TRANSPORT S.A.	3,316,528千円
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	80,780千円
合計	133,021,455千円

上記の内、外貨建金額は671,266千米ドルおよび1,500千ユーロです。
外貨建保証債務の換算は、決算時の為替相場によっています。
上記は、各社の船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

４．土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）」第３条第１項の規定に基づき土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月・・・・・・・・2002年３月31日

再評価の方法・・・・・・・・・・・・主として土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日政令第119号)第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価。

５.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	2,694,131千円
関係会社に対する長期金銭債権	88,063千円
関係会社に対する短期金銭債務	92,200千円
関係会社に対する長期金銭債務	493千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	11,239,115千円
仕入高	8,860,122千円
一般管理費	120,691千円
営業取引以外の取引	484,436千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,793株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	58,772千円
役員退職慰労引当金	66,269千円
賞与引当金	6,689千円
海外子会社留保金	152,603千円
その他	37,387千円
繰延税金資産合計	321,722千円
繰延税金負債	
長期外貨建て債権債務評価益	△5,216千円
固定資産圧縮積立金	△59,296千円
その他有価証券評価差額金	△96,766千円
その他	△3,142千円
繰延税金負債合計	△164,421千円
繰延税金資産の純額	157,301千円
再評価に係る繰延税金負債	
土地再評価法による再評価差額金	△715,795千円

（関連当事者との取引に関する注記）

（単位：千円）

属　性	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	BRIGHT OCEAN MARITIME S.A.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	債務保証 資金の回収	800,835 440,000	短期貸付金 長期貸付金	402,597 331,870
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME PTE.LTD.	所有 間接100%	債務保証	債務保証	10,776,649		
子会社	T.& M. MARITIME S.A.	所有 間接100%	役員の兼任 当社に対し船舶を賃貸 担保の被提供 資金の援助 債務保証	借船料 債務保証 担保被提供	1,488,769 8,301,000 300,000	長期貸付金	1,608,810
子会社	ESTEEM MARITIME S.A.	所有 間接100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	借船料 債務保証 受取利息 資金の貸付 資金の回収	5,271,170 19,218,478 109,242 340,000 450,000	短期貸付金 長期貸付金 前払借船料	1,969,931 2,665,954 280,173
子会社	MELODIA MARITIME PTE LTD.	所有 間接52.0%	債務保証	債務保証	5,195,645		
子会社	PRIMATE SHIPPING S.A.	所有 間接70.0%	役員の兼任 債務保証 当社に対し船舶を賃貸	借船料 債務保証	1,437,289 2,372,807		
子会社	東明汽船株式会社	所有 直接18.3% 間接25.0%	役員の兼任 債務保証 当社より船舶を賃借 担保の被提供	貸船料 債務保証 担保被提供 資金の貸付 資金の回収	9,680,736 7,360,101 300,000 4,032,901 4,032,901	前受貸船料	469,317
子会社	エム・エム・エス株式会社	所有 直接25.0% 間接25.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	1,215,862		
子会社	ぎのわん観光開発株式会社	所有 直接33.8% 間接21.1%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	4,281,040		
子会社	MK CENTENNIAL MARITIME B.V.	所有 間接100%	債務保証	債務保証 受取保証料	40,428,526 74,648		
子会社	サフィールリゾート株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 当社より建物を賃借 債務被保証	債務被保証	1,080,000		
子会社	株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル	所有 直接100%	役員の兼任 当社より土地･建物を賃借 債務被保証 債務保証	債務被保証	2,920,766		
子会社	M&I HARMONY S.A.	所有 間接60%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	1,064,646		
子会社	MK REAL ESTATE,INC	所有 間接 100%	役員の兼任 債務保証	債務保証	991,016		
子会社	SOLEIL TRANSPORT S.A.	所有 間接 100%	役員の兼任 資金の援助 債務保証	債務保証	3,316,528		
関連会社	TRINITY BULK, S.A.	所有 直接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	2,641,823		
関連会社	M&M SHIPHOLDING S.A.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	1,260,638		
関連会社	KMNL LODESTAR SHIPPING B.V.	所有 間接50.0%	債務保証	債務保証	5,885,174		
関連会社	MIKOM TRANSPORT PTE LTD	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	4,698,348		
関連会社	COMET GYRO GAS TRANSPORT PTE.LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	8,321,946		

関連会社	M&M SHIPHOLDING PTE. LTD.	所有 間接50.0%	役員の兼任 債務保証	債務保証	4,809,604		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引条件について、貸船料及び借船料は、独立した第三者間取引を基礎として決定しています。また資金貸付は、市場金利を勘案し決定し、その他の取引は、一般の取引条件を基礎として決定しています。

２．債務保証は、船舶建造・購入資金（一部を除き本船担保付）および運転資金の借入金等に対する借入先等への保証です。

３．取引金額および期末残高には消費税等は含めていません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	184円　17銭
２．１株当たり当期純利益	16円　11銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020 年 5 月 2 日

明治海運株式会社
　取締役会　御中

神 明 監 査 法 人

兵庫県神戸市

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　古 村 永子郎　㊞

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　角 橋 実　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、明治海運株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020 年 5 月 2 日

明治海運株式会社
　取締役会　御中

神 明 監 査 法 人
兵庫県神戸市
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　古 村 永子郎　㊞
代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　角 橋 実　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、明治海運株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年 5月 7日

明治海運株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 照 雄 ㊞

社外監査役 松 浦 明 人 ㊞

社外監査役 遠 藤 克 博 ㊞

社外監査役 杉 山 健 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役11名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	再任 内田和也（うちだかずや） （1945年11月５日生）	1983年１月　当社入社 1984年７月　当社企画部長 1985年６月　当社取締役 1986年６月　当社常務取締役 1987年６月　当社代表取締役専務取締役 1991年６月　当社代表取締役副社長 1992年６月　当社代表取締役社長 2014年４月　当社代表取締役社長 CEO（現任） （ぎのわん観光開発株式会社代表取締役社長） （株式会社ラグナガーデンホテル代表取締役社長） （株式会社稚内観光開発代表取締役社長） （サフィールリゾート株式会社代表取締役社長）	101,530株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の最高経営責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
2	再任 丑嶋淳（うしじまじゅん） （1947年９月５日生）	1971年３月　当社入社 1993年６月　当社取締役 2001年６月　当社常務取締役 2008年６月　当社代表取締役常務取締役 2013年６月　当社代表取締役専務取締役 2014年４月　当社代表取締役専務取締役 COO 関連事業管掌、社長補佐（現任） （明海興産株式会社代表取締役社長）	1,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の関連事業部門を統括する最高執行責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	再任 内田貴也（うちだたかや） （1975年10月22日生）	2008年10月　当社入社 当社経営企画グループ長 2009年６月　当社取締役 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2011年４月　当社常務取締役 2013年６月　当社代表取締役専務取締役 2014年４月　当社代表取締役専務取締役 COO 海運、船舶管理管掌、経営企画担当（現任）	220,100株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の海運および船舶管理部門を統括する最高執行責任者として、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
4	再任 土谷信雄（つちやのぶお） （1954年８月17日生）	2007年６月　当社入社 当社理事 2008年６月　当社執行役員 2009年６月　当社取締役 2010年６月　当社取締役常務執行役員 2012年４月　当社常務取締役 海運担当（現任） （東明汽船株式会社代表取締役社長）	2,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の海運部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
5	再任 水野敏郎（みずのとしろう） （1958年11月３日生）	2003年８月　当社入社 2004年10月　当社経理グループ長 2007年４月　当社理事 2008年６月　当社執行役員 2011年６月　当社取締役執行役員 2015年４月　当社取締役常務執行役員 経理担当（現任）	1,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の経理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		
6	再任 笹原弘崇（ささはらひろたか） （1969年10月２日生）	1996年８月　当社入社 2008年７月　当社総務グループ長 2011年４月　当社常務執行役員 2015年６月　当社取締役常務執行役員 総務担当（現任）	1,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 当社の総務部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生 年 月 日）</th><th>略歴、地位および担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所　有　す　る
当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>再任
藤 川　　仁
（ふじ かわ ひとし）
（1965年12月29日生）</td><td>1997年２月　当社入社
2004年10月　当社総務グループ長
2006年４月　当社理事
2008年６月　当社執行役員
2018年６月　当社取締役常務執行役員
船舶管理担当
2020年１月　当社取締役常務執行役員
海上安全技術管掌、船舶管理担当
（現任）
（エム・エム・エス株式会社代表取締役社長）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の船舶管理部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>再任
丹 生　雅 之
（に ぶ まさ ゆき）
（1956年１月27日生）</td><td>2009年４月　株式会社ホテルアンヌプリ総支配人
2011年３月　同社常務取締役
2011年４月　当社執行役員
2012年６月　当社取締役執行役員
関連事業担当（現任）
（サフィールホテルズ株式会社代表取締役社長）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の関連事業部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>再任
本 山　喜久彦
（もと やま きくひこ）
（1968年２月３日生）</td><td>1991年12月　当社入社
2011年４月　当社執行役員
2013年６月　当社取締役執行役員
海上安全技術担当
2020年１月　当社取締役執行役員
海運担当補佐（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">〔取締役候補者とした理由〕
当社の海上安全技術部門における豊富な業務経験と知識を有し、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるとの判断から取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
10	再任　社外 大野勝久（おおのかつひさ） （1944年２月18日生）	1999年６月　三井造船株式会社取締役 2003年６月　同社常務取締役 2009年７月　同社顧問 2010年６月　当社監査役 2015年６月　当社取締役（現任）	5,000株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 上場会社における取締役としての豊富な経験と知識を有し、独立した立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者としました。		
11	再任　社外 長谷吉博（はせよしひろ） （1952年２月２日生）	2001年４月　社団法人産業環境管理協会入所（2013年４月一般社団法人へ移行） 2010年６月　同社団企画参与 2013年６月　同社団執行理事 環境管理部門長 2015年６月　当社取締役（現任）	1,000株
	〔社外取締役候補者とした理由〕 一般社団法人における組織運営等の幅広い知見を有し、独立した立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たして頂いており、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．大野勝久氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、５年となります。また、同氏は、2010年６月29日付にて当社の社外監査役に就任し、2015年６月26日付にて辞任により退任しました。
３．長谷吉博氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、５年となります。
４．当社は、定款第31条の規定に基づき大野勝久氏、長谷吉博氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
５．大野勝久氏、長谷吉博氏が再任された場合、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第２号議案　監査役４名選任の件

現在の監査役４名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外監査役３名を含む監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	新任 壷井圭次（つぼい けいじ） （1966年８月27日生）	2014年12月　サフィールリゾート株式会社 管理部　管理統括支配人 2019年１月　当社ホテル関連事業グループ 副グループ長	1,000株
	〔監査役候補者とした理由〕 当社の関連事業部門における豊富な業務経験と知識を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できるとの判断から監査役候補者としました。		
2	再任　社外 松浦明人（まつうら あきと） （1949年４月12日生）	2007年６月　三井造船株式会社理事・監査部長 2012年６月　昭和飛行機工業株式会社 社外監査役 2014年６月　当社監査役（現任）	2,000株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 上場会社における監査部門での業務に加え社外監査役としての豊富な経験と知識を有し、その経験と知識を独立した立場から当社監査体制に活かして頂いており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外監査役候補者としました。		
3	再任　社外 遠藤克博（えんどう かつひろ） （1955年１月18日生）	2003年７月　国税庁税務大学校研究部教授 2006年７月　東京国税局調査第一部主任国際税務専門官 2008年８月　遠藤克博税理士事務所代表（現任） 2010年６月　ローランドディー．ジー．株式会社社外監査役 2011年11月　千代田インテグレ株式会社社外監査役（現任） 2015年４月　青山学院大学大学院客員教授 2015年６月　当社監査役（現任） 2016年３月　ローランドディー．ジー．株式会社社外取締役（遠藤克博税理士事務所代表）（千代田インテグレ株式会社社外監査役）	1,000株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 税理士としての専門的知見に加え上場会社における社外監査役としての豊富な経験を有し、その知見と経験を独立した立場から当社監査体制に活かして頂いており、引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	新任　社外 田中誠一（たなかせいいち） （1953年１月12日生）	2008年10月　三井物産株式会社 代表取締役専務執行役員 2010年４月　同社代表取締役副社長執行役員 2014年６月　同社顧問 2016年６月　川崎汽船株式会社 社外取締役（現任） （川崎汽船株式会社社外取締役）	1,000株
	〔社外監査役候補者とした理由〕 上場会社における取締役としての豊富な経験と知識を有しており、その経験と知識を独立した立場から当社監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行頂けるとの判断から社外監査役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．松浦明人氏、遠藤克博氏および田中誠一氏は、社外監査役候補者であります。
３．松浦明人氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、６年となります。
４．遠藤克博氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、５年となります。
５．当社は、定款第40条の規定に基づき松浦明人氏、遠藤克博氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。田中誠一氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間においても定款第40条の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
６．松浦明人氏および遠藤克博氏が再任された場合、両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。また、田中誠一氏が選任された場合は、同氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。

第３号議案　取締役および監査役報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、2014年６月27日開催の第160回定時株主総会において、取締役については年額２億5,000万円以内、監査役については年額5,000万円以内としてご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢、経営環境および当社事業規模の変化等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬等の額を年額３億5,000万円以内（うち社外取締役分2,500万円以内）、監査役の報酬等の額を年額5,500万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。また、現在の取締役は11名（うち社外取締役２名）、監査役は４名でありますが、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役２名）、監査役は４名となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内

場　所　神戸市垂水区東舞子町18番11号
　　シーサイドホテル舞子ビラ神戸
　　本館３階　舞子の間
交　通　JR舞子駅/山陽電鉄 舞子公園駅より、徒歩約７分

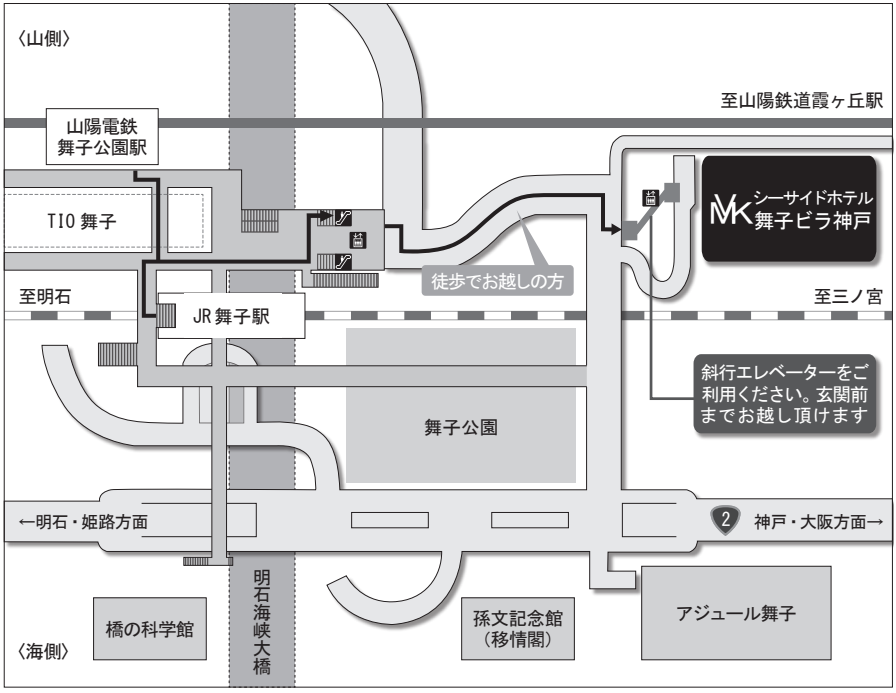

VEGETABLE OIL INK